

議第45号

三島市税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市税外収入金の督促等に関する条例（昭和40年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「この規定」を「同項の規定」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」に改め、「その年」の次に「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士